

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方独立行政法人による博物館設置・運営の実現	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1072010
提案主体名	大阪市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
該当法令等	地方独立行政法人法第21条、地方独立行政法施行令第4条
制度の現状	<p>◇地方独立行政法人法(平成十五年七月十六日法律第百十八号)</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 試験研究を行うこと。</p> <p>二 大学の設置及び管理を行うこと。</p> <p>三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。</p> <p>イ 水道事業(簡易水道事業を除く。)</p> <p>ロ 工業用水道事業</p> <p>ハ 軌道事業</p> <p>ニ 自動車運送事業</p> <p>ホ 鉄道事業</p> <p>ヘ 電気事業</p> <p>ト ガス事業</p> <p>チ 病院事業</p> <p>リ その他政令で定める事業</p> <p>四 社会福祉事業を經營すること。</p> <p>五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(前三号に掲げるものを除く。)</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>◇地方独立行政法人法施行令(平成十五年十二月三日政令第四百八十六号)</p> <p>第四条 法第二十一条第五号 に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十五項 に規定する介護老人保健施設</p> <p>二 会議場施設、展示施設又は見本市市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行の法制度では地方独立行政法人が博物館を設置・運営することはできない。国の博物館等では既に独立行政法人制度が導入され、入館者の増加やサービスの向上など一定の成果をあげている。地方においても基幹業務の継続性を確保し、より柔軟かつ効果的な運営を実現するため、地方独立行政法人による博物館の設置運営が地域の実情に即して選択可能となるよう、必要な措置を求める。</p> <p>併せて、地方独立行政法人が博物館法に定める設置主体として認められ、同法人が設置・運営する施設が博物館として登録可能となるよう、必要な措置を求める。</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由

本市が設置している博物館群において、運営に不可欠である基幹業務の公共性・継続性を確保しつつ、事業の透明性を高め、自主性を発揮することで、魅力ある事業をより効果的に実施するためには、地方独法制度が有効であり、併せて博物館群を一体的に運営することによって連携・集積効果を引出し、指定管理者制度では実現が困難な、質の高いサービスを提供したい。

本件については、平成18年10月にも同趣旨の提案を行ったが、文部科学省において、博物館制度全体の在り方に関する検討を行っており、それを踏まえ法改正について具体的な検討を行うとのことで、対応不可であった。

本市は、次の状況や別添の理由から、地方独法制度活用の早期実現が従前にも増して必要と考えている。

・平成15年の地方独法に係る国会審議では、地方独立行政法人の業務範囲を順次拡充していくことや、「公共的な施設」である博物館の業務を対象・列挙することについては、今後の検討課題とされた。

・文部科学省設置の検討協力者会議及び中央教育審議会生涯学習分科会制度問題小委員会では、地方独立行政法人の博物館を認めることは有意義であるとの見解を示している。

・今回の博物館法改正では、その審議の過程で、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮することや、登録制度の見直しに向けた検討を進めることなどの附帯決議が行われた。

・全国博物館大会は、公立博物館においても独法制度を適用できるようにすべきであるとの決議を2年連続で行っている。

従って、地方独立行政法人による博物館設置・運営について、国における具体の検討を経て、早期実現が図られるよう、今回、再提案を行うものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	—
現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合については、対応を行う。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
本提案については、文部科学省からF回答があったことから、実現に向けた対応の具体的内容及び今後のスケジュールについて、可能な限り明確にされたい。 また、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
地方分権推進の見地から、地方の実情や特性に合わせて柔軟に対応できる制度に見直しを進めることが現下の要請であり、また、地方の博物館・美術館施設の運営については、別紙のとおり、多くの自治体が地方独立行政法人化に関心を持っているところである。したがって、総務省としても、博物館の地方独法化の早期実現に向けて積極的に取り組んでいただくとともに、文部科学省とも協議の上、少しでも早く実現されるよう、地方独立行政法人法施行令の改正を先行して行うなどの具体的方法を検討いただきたい。併せて、検討の内容・プロセス・期間、実施までの時間等を明らかにされたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	II
現在、文部科学省において地方独立行政法人による博物館の設置について検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合については、対応を行う。				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	都道府県公報の電子化	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1001010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第100条第16項
制度の現状	<p>第百条 (略)</p> <p>②～⑮ (略)</p> <p>⑯ 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。</p> <p>⑰・⑱ (略)</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法の規定では、都道府県は公報を市町村議会、他府県の議会に「送付」しなければならないとありますが、この際の送付方法は紙媒体に限定されず、電子メール等の電磁気的手段によることでも差し支えない旨の確認を求めるものです。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>半世紀以上も前に制定された地方自治法では、現在のようにインターネット等の情報通信網がこれだけ発達することは予想しておらず、当該規定は公報を紙媒体で送ることしか想定されていない書きぶりとなっています。しかし、公報発行事務を電子化して省力化・省コスト化を図るにあたって、この規定がネックとなるおそれがあるため、この規定が公報の電子化を阻害するものではないことの確認を求めるものです。</p> <p>なお、各地方公共団体間の情報通信網はインターネットは別の専用回線(LGWAN)で接続されており、LGPKI等の電子認証システムも整備されていることから、公報を電子化することによる原本の公正性や改ざん防止は十分担保されるものと考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
地方自治法第100条第16項に規定される公報については、その発行が電磁的方法によると条例等において規定されていることにより、これを各都道府県において適切な方法により送付することは、現行制度においても可能である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	労働者派遣において最低価格の入札者を落札者とし ない場合の手続きについて	都道府県コード	39 高知県
		提案事項管理番号	1025010
提案主体名	高知県	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	地方自治法施行令第167条の10
制度の現状	<p>(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)</p> <p>第六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法施行令第167条の10で定める「一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合」の制度を、労働者派遣による契約の場合も適用可能とすべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、高知県では持続可能な県政運営を実現するため、県行政改革プランに沿って、県業務の民間委託(アウトソーシング)に取り組んでいます。</p> <p>アウトソーシングの発注は、発注者と労働者の間に直接指揮命令が生じない「請負」による契約を基本としていますが、試験研究の補助業務など高度な専門性や技術力を求められる場合は、ただちに請負による契約が困難なため、一定期間(1～3年)「労働者派遣」を活用し、受発注者の役割分担や業務フローの改善を行ってから、適正な請負へ移行することとしています。</p> <p>地方自治法施行令第167条の10では、低入札価格で契約内容の適正な履行が確保されない恐れがあるときには、最低価格の入札者以外の者を落札者とするすることができることとなっています。一方、この規定は「一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合」に限定されていることから、労働者派遣の場合は適用できないと解されています。</p> <p>現在、高知県の労働者派遣業務の発注において、予定価格に対して非常に低い価格による入札が発生し、契約内容の適正な履行が確保されないことを憂慮しています。このことから、県業務の民間委託で必要な場合、労働者派遣の契約においても地方自治法施行令第167条の10の規定を適用できることとして、適正な履行と品質の確保に繋がりたいと考えています。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>入札における落札者の決定方法の原則である「最低価格落札方式」の例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度(以下「低入札価格調査制度等」という。)が地方自治法上認められているところ。</p> <p>請負契約は、その履行内容が複雑であり、かつその履行までの期間も長期に及ぶものであり、検査能力に限りのある地方公共団体にとっては、適正な履行を完全に確保することが困難であり、その結果、地方公共団体が損害を被るおそれが高いことから、当該制度の適用対象を「工事又は製造その他の請負の契約」と限定しているところ。</p> <p>御指摘の「労働者派遣」契約における当該制度の導入の是非については、そもそも当該契約内容の履行に当たっては、仕様書等において履行能力等の契約条件の明確化が可能であること及び派遣先に指揮命令権があることで契約内容の適正な履行を確保することが可能であることから、低入札価格調査制度等の趣旨に照らし認められない。</p> <p>なお、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価方式による入札(地方自治法施行令第167条の10の2)が可能であるところ。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>労働者派遣では、低入札価格調査制度等が法令上認められていないことから低価格で入札する実態があります。労働者派遣は、落札額によって労働者の賃金を決定しているとも考えられ、この賃金が労働関係法令に沿って適正に決定されているかを調査する必要があると考えています。低入札価格調査制度は、労働条件へのしわ寄せなど受注のための無理な値引きを抑制する効果もあると考えられるため、その観点からも労働者派遣について同制度を導入する意義はあると考えます。同制度を適用できないのであれば、個人情報の保護の観点から過度の行為に当たることを懸念しますが、派遣元事業主と労働者の間の雇用契約を直接調査することが可能でしょうか。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し —
<p>現行制度における低入札価格調査制度等の考え方については、既にお示ししたとおりであり、貴団体においては、仕様書等への履行能力等の契約条件の明確化を行い、また、指揮命令権の適正な執行により、契約内容の適正な履行の確保を行っていただきたい。</p> <p>なお、派遣元事業主と労働者との雇用関係等に起因する諸問題については、労働法制を所管する厚生労働省において適切な対応が図られているものと承知している。</p>			

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	旅券申請受付・交付事務川口市パスポートセンター	都道府県コード	11 埼玉県
	特区	提案事項管理番号	1034010
提案主体名	川口市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 外務省
該当法令等	住民基本台帳法第30条の7第4項第2号
制度の現状	都道府県知事は、区域内の市町村の執行機関で条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときには、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

求める措置の具体的内容	本市は、平成19年4月1日から埼玉県の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」に基づき、一般旅券の申請受理、交付等について権限移譲を受け、川口市パスポートセンターで事務を実施しているが、申請できるのは本市の住民に限られていることから、近隣市の住民についても旅券の申請・交付ができるようにするものである。また、これに併せて、本市パスポートセンターにおいて、住民基本台帳ネットワークシステムによる住民票の確認を可能にするものである。
具体的事業の実施内容・提案理由	川口市パスポートセンターは、年間約19,000件の川口市民からの旅券申請書を受理しており、申請書は審査後県パスポートセンターへ送付し、県で作成した旅券を川口市パスポートセンターにおいて交付している。これを川口市民に限らず、県パスポートセンターへの申請と同様に、近隣市の住民についても旅券申請受理・交付事務ができるようにするものである。 提案理由 川口市が権限移譲を受けた旅券事務は、地方自治法第2条第2項に基づき処理しているが、近隣市の住民は近くに川口市パスポートセンターがあるにもかかわらず、遠方の大宮のパスポートセンターへ行かなければならない状況であり、川口市パスポートセンターで申請は出来ないのかとの問い合わせが多く寄せられている。このため、県南地区の中心に位置し、交通の便がよい川口市パスポートセンターで近隣市の住民も申請等ができるようにすることで、広く住民の利便性の向上に寄与するとともに、より多くの方々が川口市へ来ることで、駅周辺地域の活性化とにぎわいの創出につなげるものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>一般的には、A市が近隣のB市町村の住民についての県の事務を取り扱う方法としては、例えば、県が地方自治法第252条の17の2の規定に基づき条例を定めA市が当該県の事務を行うこととした上で、地方自治法第252条の14の規定に基づきB市町村の区域に係る県の当該事務をA市に事務委託するような方法が現行制度の下でも可能なところ。</p> <p>このような方法を用いることが旅券法の手続きについても可能であるならば、そのための手続を適切に行った上で、住民基本台帳法第30条の7第4項第2号の規定に基づき、埼玉県において条例が制定されることにより、パスポートの発給を希望する近隣の市町村の住民の本人確認情報を埼玉県から川口市に提供することが考えられるところ。</p> <p>なお、具体的にどのような事務を委託することが適切か、埼玉県及び川口市のみならず近隣の市町村も含めて議論されたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		
提案主体からの意見	外務省では、同一県内に所在する他の市町村からの旅券申請を制限する規定は旅券法にはないと示されたところでありま す。このことから、権限移譲された市の住民に限られている法定受託事務であるパスポート受付等の事務については、地方 自治法第2条第2項の規定にかかわらず、希望する自治体は近隣市の住民に対しても、パスポートの受付等を行えるよう再 検討願います。また、現行法で対応が可能とされておりますが、この場合、事務委託は県とA市が行うのか、あるいは、権限 移譲を受けたB市とA市との間で事務委託を行うのかなど、これらの点についても、お示しいただきたい。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し —
地方自治法第252条の17の2に規定する条例による事務処理特例制度は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を条 例で定めるところにより市町村が処理できることとするものであり、配分された事務は、当該市町村の事務であると解されて いる。また、地方公共団体は、一定の地域を基礎とする団体であり、地方自治法第2条第2項では、地方公共団体は、地域に おける事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理すると規定されているとこ ろ。したがって、ご提案の他の市町村の旅券申請事務を受け付けることは、別途、法律において特段の定めがない限り行い 得ないもの。 なお、前回回答でお示した地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託は基本的には県と A 市との間で行うことを 想定している。			

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	都道府県コード	22 静岡県
		提案事項管理番号	1040010
提案主体名	静岡県	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 252 条の 19
制度の現状	<p>(指定都市の権能)</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉に関する事務 二 民生委員に関する事務 三 身体障害者の福祉に関する事務 四 生活保護に関する事務 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 五の二 社会福祉事業に関する事務 五の三 知的障害者の福祉に関する事務 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 六の二 老人福祉に関する事務 七 母子保健に関する事務 八 障害者の自立支援に関する事務 九 食品衛生に関する事務 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 十二 結核の予防に関する事務 十三 都市計画に関する事務 十四 土地区画整理事業に関する事務 十五 屋外広告物の規制に関する事務 <p>2 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。</p>

求める措置の具体的内容

地方自治法の改正

・指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けることにより、新公共経営の下で、県域を一体とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。

・制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員を現状のまま政令県に移譲し、任用や給与など地方公務員制度について必要な見直しを行うこととする。

具体的事業の実施内容・提案理由

権限の移譲を受け、市町村合併とも相まって、住民に身近な行政を自己完結的に実施することになる。

また、特に、基礎自治体では対応が困難な大型社会基盤の整備、大規模災害対策、警察などの「広域機能」、高度医療や高等教育、先端的試験研究などの「高度専門的な機能」の重要性が高まる。

具体的には、産業の国際競争力強化の支援、豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の“ものづくり産業”の支援、社会のニーズに即した“ネットワーク産業”の支援、人間のための科学技術の革新、・誰もが能力を発揮できる雇用環境の創出など。

提案理由

・緊迫する外交・防衛問題への対応や、持続的な国家経済・社会づくりが求められる中、内政全般にわたる国と地方の役割分担を適正化し、国は国家として果たすべき役割に専念し、地域に関する行政運営は、地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則の下、広く担っていくことが求められる。そのためには、これまで国が行ってきた地域行政に係る役割を果たすことのできる新たな制度「政令県」が必要である。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>広域自治体改革のあり方については、第28次地方制度調査会において、道州制の導入が適当であるとされ、幅広い見地から検討を進めるべきとの答申がなされたところである。</p> <p>このため、現在、道州制の導入に関する基本的事項を検討するため、道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会が設置されている。貴県が提案されている政令県制度が道州制の導入とどのように関連するかを含め、引き続き道州制の検討を進めてまいりたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>現在道州制の検討において政令県制度の検討状況はどうなっているのか、また、右記提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>広域自治体改革に対する関心の高まりを受けて、政府、政党、経済団体等において、道州制の導入に向けた議論が活発に行われているが、現在の都道府県制度を一気に10程度の道州に改編するところまでは国民的な議論が高まっていない。</p> <p>本県が提唱する政令県構想は、個性豊かで活力に満ちた社会の実現を目指す分権型社会の構築に向けた広域自治体改革のための現実的なモデルであり、道州制や合併などによるドラスティックな都道府県再編に至る過渡的な役割を果たし得るものと考えられることから、道州制の議論と併せて政令県制度導入の意義についても真摯な検討をお願いしたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し —
<p>広域自治体改革のあり方については、第28次地方制度調査会において、道州制の導入が適当であるとされ、幅広い見地から検討を進めるべきとの答申がなされたところである。このため、現在、道州制の導入に関する基本的事項を検討するため、道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会が設置されている。貴県の提案されている政令県制度が道州制の導入とどのように関連するかを含め、引き続き道州制の検討を進めてまいりたい。</p>			

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	いきいき市民協働の推進② (市民と連携した公益活動推進のための現金一時預かり)	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1053020
提案主体名	草加市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第235条の4
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)</p> <p>(現金及び有価証券の保管)</p> <p>第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。</p> <p>2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。</p> <p>3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>市民主体の公共公益活動を推進する一環として、市民団体が行う公共公益活動のうち、市が認定したものについては、地方自治法第235条の4、第2項の規定に関わらず、その活動経費、収益金等の現金を、条例に基づき、歳計外現金として一時的に市が保管することを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>草加市では、市民協働によるまちづくりを推進しており、市民団体が様々な公共公益活動を展開している。その活動は、夜間に及ぶものが多いため、活動終了時に手元にある現金を金融機関に預けることができず、市民個人が預かる形となっている。会費、収益金その他で現金が高額にのぼる場合も多く、金銭管理面や防犯安全面で問題を抱えている。</p> <p>活動は、市の施設を利用するものが多いことから、この現金を一時的に市が保管することができれば、これら諸団体による公共公益活動を有効に支援することができるが、現行地方自治法においては、法令の定めによるほかは、保管することができない。</p> <p>そこで、条例に基づき、市による現金の一時預かりが必要かつやむを得ないと判断される事業の認定制度を設けることにより、一時預かりを可能とすることを提案する。草加市においては、既に「まちづくり団体登録制度」を設けていることから、この制度を踏まえて、一時預かりの対象となる団体及び事業を認定する制度を設けたいと考える。一時預り金は、地方自治法第235条の4、第2項に規定する歳計外現金とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められていないところ。</p> <p>また、御要望の「必要かつやむを得ないもの」に限り歳計外現金の範囲を条例で拡大することについては、その現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱に関する種々の制度との均衡を失することから認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。また、地方公共団体が構成員となっている各種団体等の所有に属する現金等を一時的に預かることもできないか、併せて回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>貴省回答は、「地方公共団体が無制限にその所有しない現金を保管することは責任の所在を不明確にする」とされていますが、本市提案は「条例」に基づき保管できる事業の認定制度を設けようとするもの。これを「無制限」とされる論拠をお示ください。また、条例に基づき預かるものであるからには、当然ながらこれを公金と同等のものとし、その保管を公務とするものであることから、むしろ、亡失その他の事故等への対処も明確化でき、従って「均衡を失する」との指摘も当たらないと思われます。公共公益活動を市民が主体的に担い、これを行政がサポートすることは自治振興の要です。提案実現にご尽力をお願いします。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>御指摘の「無制限」については、現行法の基本的考え方を示したものであり、貴団体のいう条例において一定の制限を設けることを「無制限」と否定しているものではない。また、条例に基づくものを公金と位置づけることの可否については、既に回答したところである。</p> <p>なお、地方公共団体が構成員となっている各種団体等の所有に属する現金等を一時的に預かることについても、法令に基づくものでない限り、認められない。</p>			

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	がんばる事業者を応援する、公共工事の発注改革プロジェクト (年度開始前入札の解禁)	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1053030
提案主体名	草加市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第210条、212条、213条、214条
制度の現状	<p>(総計予算主義の原則)</p> <p>第二百十条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。</p> <p>(予算の調製及び議決)</p> <p>第二百十一条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。</p> <p>(継続費)</p> <p>第二百十二条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。</p> <p>2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。</p> <p>(繰越明許費)</p> <p>第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。</p> <p>2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。</p> <p>(債務負担行為)</p> <p>第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国、地方をあげて、公共工事の発注・施工時期の最適化、平準化に向けた総合的な取り組みを行うことにより、公共工事の施工効率化と工事業者の経営改善に資する「公共工事発注改革プロジェクト」を提案する。具体的には、工事の発注、施工、検査を特定時期に集中させず、随時に、また年間を通じて安定的に施工体制が組めるよう、年度開始前入札の解禁を行う</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>近年、地方建設予算は減少傾向にあり、国においても道路特定財源が一般財源化の方向にあるなど、公共工事を取り巻く環境は厳しい。工事の減少傾向に加え、競争入札の不調が相次ぐなど工事の採算性低下も指摘され、地方の中小事業者を中心に倒産や廃業が相次ぎ、地方経済の圧迫要因ともなっている。</p> <p>公共工事を巡る環境変化は避けがたいにせよ、せめて、国、地方の単年度予算主義に起因する公共工事の非効率性を改</p>

善し、厳しい経営環境下の事業者を支援したい。すなわち、公共工事の年度末集中という全国共通の問題を是正し、年間を通じて安定的な施工体制を組む、各地の気候や地域特性に即して最適な時期に発注する、年度をまたぐ工事の年度末検査を簡素化する、などのことができれば、事業者の負担を軽減でき、経営安定化、地域経済の活性化に有効と思われる。発注する行政側の事務効率化や人員削減にもつながる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>支出負担行為、すなわち支出の原因となる契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところによりしなければならない（自治法232条の3）。また、普通地方公共団体の会計年度が毎年4月1日から翌年3月31日（自治法208条）とされており、予算の執行は、年度開始前には行うことができない。</p> <p>入札を執行し、落札者の決定があった場合には、地方公共団体と落札者との間には、本契約の予約が成立し、地方公共団体は、法令に定める特別の場合に該当する以外は、落札者と必ず契約を結ぶ義務を負うこととなることから、入札の執行は、支出負担行為（契約）の一連の手続きであり、予算執行に含まれると解すべきである。</p> <p>よって、年度末において、翌年度に係る契約その他の行為をすることは債務負担行為として議会の議決を経た場合のほかは、これを行うことはできないものである。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>法令の説明ではなく、特区制度及び本提案の趣旨を踏まえた真摯な回答をお願いします。現金主義と単年度主義の双方に縛られた地方財務会計制度とこれに付随する契約行為や出来高精算制度等の縛りは、地方行財政運営の効率的執行を阻害しているだけでなく、公共事業に関わる民間事業活動に著しい負荷を与え、ひいては我が国経済全体の生産性、競争性の低下にもつながっています。また国、地方を通じて公共事業予算が縮減傾向にあり、事業の小規模化も進んでいる中では、効率性と経済効果を高めることが特に重要と思われます。この分野の規制改革に向け、英知を注がれるようお願いいたします。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>「現金主義と単年度主義の双方に縛られた地方財務会計制度とこれに付随する契約行為や出来高精算制度等の縛りは、地方行財政運営の効率的執行を阻害しているだけでなく、公共事業に関わる民間事業活動に著しい負荷を与え、ひいては我が国経済全体の生産性、競争性の低下にもつながっています。」については、債務負担行為等の単年度主義の例外を定めた現行制度化においても、年度開始前に入札等については対応可能であり、制度が問題との御指摘は当たらない。</p> <p>なお、ご要望の内容は、財務会計制度の根本について変更を来たすことから、一部の地域のみ適用可能とするような取り扱いはそもそも認めることができない性質のものであり、特区提案にはなじまないものである。</p>			

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会教育に関する権限の移譲	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1061010
提案主体名	大東市	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
該当法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12号
制度の現状	<p>◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)</p> <p>第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一～一一 (略)</p> <p>十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p> <p>十三～一九(略)</p>

求める措置の具体的内容	社会教育事務のすべてを市長が管理・執行できるよう、措置を求めるものである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定により、市長が「スポーツ・文化に関する事務」を条例の定めるところにより管理・執行することができるものとされたところである。</p> <p>本市においては、市民が生きがいのある充実した人生を送るために、自ら学び自己を高め、さらにはその成果を活かしたいという要求に対応できるよう、生涯学習の向上に向け、推進体制の充実に取り組んでいるところである。</p> <p>生涯学習は、社会教育の一環に留まらず、広義的なまちづくりの要素として捉える必要があると認識している。現在、本市においては、「生涯学習部」を事業ごとに、市長と教育委員会の2つの執行機関が担当しているところであり、社会教育分野すべての内容の移管が可能となれば、市長において一元化し、事務を実施したいと考えている。</p> <p>したがって、同法第23条第12号の「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」の規定及び社会教育法第5条の「市町村の教育委員会の事務」の規定について、市長が実施できるよう措置を求めるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	—
現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合については、対応を行う。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	文部科学省との議論の状況や想定される具体的措置内容等、検討の現状について、可能な限り明確に回答されたい。			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	—
平成 19 年 10 月 9 日の構造改革特区推進本部決定を受け、平成 19 年度中に措置できるように結論を得ることとされているところ、なお現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、総務省としては、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合については、対応を行うこととしているが、地方公共団体の組織については、可能な限り、それぞれの地方公共団体が主体的に判断することができるようにすべきものと考えている。				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会教育に関する権限の区長への移管	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1074010
提案主体名	千代田区	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
該当法令等	地方自治法第180条の8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)</p> <p>第八十条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。</p> <p>◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)</p> <p>第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。 十一 学校給食に関すること。 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 スポーツに関すること。 十四 文化財の保護に関すること。 十五 ユネスコ活動に関すること。 十六 教育に関する法人に関すること。 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

求める措置の具体的内容

地方自治法第 180 条の 8(学校に関するものを除く)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 10 号、第 12 号、第 14 号(学校に関するものを除く)

文化財保護法・社会教育法・図書館法中、

教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。

具体的事業の実施内容・提案理由

教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。

提案理由

千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。

しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。

社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	—
現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合については、対応を行う。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	文部科学省との議論の状況や、想定される具体的措置内容等、検討の現状について、可能な限り明確に回答されたい。			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	—
平成 19 年 10 月 9 日の構造改革特区推進本部決定を受け、平成 19 年度中に措置できるように結論を得ることとされているところ、なお現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、総務省としては、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合については、対応を行うこととしているが、地方公共団体の組織については、可能な限り、それぞれの地方公共団体が主体的に判断することができるようにすべきものと考えている。				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	文化財保護に関する権限の区長への移管	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1074020
提案主体名	千代田区	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
該当法令等	地方自治法第180条の8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)</p> <p>第八十条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。</p> <p>◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)</p> <p>第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。 十一 学校給食に関すること。 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 スポーツに関すること。 十四 文化財の保護に関すること。 十五 ユネスコ活動に関すること。 十六 教育に関する法人に関すること。 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

求める措置の具体的内容

地方自治法第 180 条の 8(学校に関するものを除く)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 10 号、第 12 号、第 14 号(学校に関するものを除く)

文化財保護法・社会教育法・図書館法中、

教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。

具体的事業の実施内容・提案理由

教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。

提案理由

千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。

しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。

社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	—
現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合については、対応を行う。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	本提案は、文部科学省から対応不可との回答が示されているが、文化財保護権限の移管について、地方自治法所管省としての見解を示されたい。			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
文化財保護の事務については、現行制度上、教育委員会が担当しているところであり、まずは所管である文部科学省において検討されるべきものと考えている。				
総務省としては、地方公共団体の組織については、可能な限り、それぞれの地方公共団体が主体的に判断することができるようにすべきものと考えている。				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の下 限の引下げ等	都道府県コード	5 秋田県
		提案事項管理番号	1032010
提案主体名	秋田県	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	地方公務員法第 26 条の3
制度の現状	<p>定年退職日から 5 年を超えない範囲内において条例で定める期間遡った日の後、職員が希望する日から定年退職日までの期間、勤務時間の一部について勤務しないことが可能(高齢者部分休業、地方公務員法第 26 条の 3)</p>

求める措置の具体的内容	<p>高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げるとともに、取得職員の事情に応じて、部分休業の撤回又は部分休業時間の短縮を認めることを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>・現在、高齢者部分休業の取得可能年齢である55歳以上の職員の多くは管理職であり、部分休業によりその職責を複数の職員が分掌することは困難なこと、また、退職に向けたソフトランディング及び加齢に伴う諸事情を考慮して、同取得可能年齢の下限を50歳までに引き下げを要望する。</p> <p>・本県においては、平成20年4月に、同部分休業を制度化したが、現時点では取得した事例はなく、下限年齢を引き下げることにより、潜在的なニーズに対応することが可能となる。</p> <p>・効果としては、同制度を取得する職員の代替として、若年の正規職員や非常勤職員を採用することが可能となり、ワークシェアリングが進み、地域雇用の拡大にも繋がること期待できる。</p> <p>・特に、少子化が進み、新規採用を抑制せざるを得ない本県教育現場において、フレッシュで多様な人材を確保することが可能となる。</p> <p>・また、取得後の職員の事情変更に応じて部分休業の撤回や休業時間の短縮ができるようにするなど、同制度の弾力的な運用が可能となれば、さらに取得を希望する者が増加することが見込まれる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>(1) 新規採用者確保のために本制度の特例を検討することは、「ゆるやかな退職」を制度的に担保するという本制度の趣旨に外れるもの。また、「ゆるやかな退職」の趣旨に鑑みると、部分休業の撤回や休業時間の短縮を認めることは困難。</p> <p>(2) 本提案の目的は職員定数の確保にあるようにも見られるところであるが、地方公務員の定数については、各地方公共団体の条例により定められるものである。</p> <p>(3) 秋田県においては、本年4月より高齢者部分休業が施行されたところであり、休業可能年齢の引き下げに係る具体的なニーズ、人事管理コスト、公務における影響等について見極める必要があるものと思料。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>(1)本特区提案の趣旨は、加齢に伴う諸事情により短時間勤務を希望する者への対応であり、その結果として新規採用者の確保などワークシェアリングの拡大が図られると考えている。また、休業期間が長期にわたり、諸事情の変更も想定されることから、ある程度の弾力的な運用は許容すべきと考える。</p> <p>(2)本特区提案は、職員定数の確保を目的とはしていない。</p> <p>(3)具体的なニーズの把握については、今後、調査を行うことを検討している。また、本提案が実現したとしても、現状の人事管理コスト・公務運営に大きな変動をもたらすものとは考えられない。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し I
<p>「ゆるやかな退職」を制度的に担保するという本制度の趣旨に鑑みると、加齢に伴う休業時間が短縮されることは制度の想定外であり、部分休業の撤回や休業時間の短縮を認めることは困難である。なお、休業の撤回又は休業時間の短縮について弾力的に運用することとなれば、代替的に任用される職員(本提案における新規採用者を含む)の任用にも影響するのではないか。</p> <p>なお、新規採用の拡大の観点で高齢者部分休業を活用しようとする、部分休業取得者の担当する業務の責任度合いを一般の職員と同等に保てるのか等、運用上の課題も少なくないのではないかと。</p> <p>いずれにせよ、具体的なニーズの把握なしに制度変更について検討を行うことは困難であり、また、人事管理コストや公務運営に対する影響について具体的に見極める必要がある。</p>			

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公務員採用における、国籍条項の規制緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1084070
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	地方公務員法第 13 条及び第 19 条
制度の現状	外国の国民は、地方公務員法第 13 条及び第 19 条にいう「すべて国民」には含まれない。

求める措置の具体的内容	<p>東京都が公務員採用において、専門職を中心として撤廃されている国籍条項を、一般職を含めた全ての役職において撤廃することで、多くの外国人にとって雇用機会を与えるのと共に、「外国人地方公務員」の存在が、地域に暮らす外国人が少しでもその地域に馴染む手助けとなると考える。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><実施内容></p> <p>一部自治体で既に行われている、地方公務員の国籍条項の規制緩和を更に全国的に広めることを提唱する。これによって、その町にとって外国人により優しい町作りがなされることが期待される。お年寄りや子供あるいは障害者にとって優しい町作りをするのなら、少なくとも地域レベルでは同じように外国人に対しても取り組むべきである。</p> <p>一方、外国人の住民にとっても、自分の地域の自治体に自分と同じ外国人の職員がいることは、とても頼もしいことなのではないかと思う。単純に言葉の問題の多くが解消されるだろうし、特に日本語が不自由な外国人の場合、それが生活を送る上での不安要素になり、それが地域に溶け込むのを余計困難にさせ、不安を更に煽る。そこでその外国人公務員を足がかりに、地域に溶け込みやすくなるのではないかと考えられる。</p> <p>こうした取り組みを通じて日本政府は、「外国人を差別しません」という姿勢を世界に対してアピールしていくべきである。</p> <p>なお予想される反論として、「外国人の公務員採用は主権の侵害にあたる」ことが挙げられるが、これはあくまで「地方」公務員に対する規制緩和であり、「国家」公務員はこの対象ではない。地方レベルで考えれば、外国人も「いち県民市民」と解釈できる。</p> <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体の中には国籍条項の除外を、専門職を初めとする役職のみが対象であるが、なぜ専門職に限定するのか、それに対する必然性を感じない。 05 年 1 月の在日韓国人の看護師管理職試験受験拒否に関する最高裁判決において、拒否が憲法違反にあたらないという見解であるものの、外国人の管理職登用そのものを禁じる判決とは言えない。 日本人の担い手が少ないのなら、優秀な外国人を招き入れて公共サービスを保持するべきである。特に医師・看護師不足の問題は早急な解決が求められている。 既に川崎市ではほとんどの役職で、また横浜市では全ての役職において国籍条項が撤廃されている。こうした取り組みを全国的に広めていくべきである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>外国人の地方公務員への採用については、国家公務員におけるそれと同様、公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるには必ずしも日本国籍を必要としないという基本原則がある。この原則に基づき、各地方公共団体において適切に対応されているものと承知。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	高校生の期間採用による地域行政活性化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1084110
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	地方公務員法第13条、第15条、第17条
制度の現状	<p>職員の採用に当たっては能力の実証に基づくこと(成績主義の原則)、地方公務員法の適用に当たってはすべての国民が平等に取り扱われなければならないこと(平等取扱いの原則)が必要。</p>

求める措置の具体的内容	<p>都道府県の指定する都道府県高校生を半年ごとに期間公務員として採用することができるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>特に優秀と認められる生徒若干名に対しては、大阪府立大学への推薦入学権利と授業料免除と府の公務員採用試験への推薦を与える。また、別に、優秀と認められる生徒若干名に対しては、府の公務員採用試験への推薦を与える。</p> <p>一般行政を高校生が行うことにより、高校生自身が「1. 地域社会に貢献しそれを実感する」「2. 行政サービスを実際に仕事とすることで役所の大切さを体感する」「3. 将来社会に出て民間企業で働く際にも公務員をした体験が生かされる」「4. 大学の授業料免除を獲得できる可能性がある」「5. 公務員への採用可能性が高まる」という体感が出来、自己成長に繋がる。</p> <p>自治体にとっても、「1. 優秀な人材を確保できる。」「2. 高校生の行政への関心を高める」「3. 既存の職員への刺激となる。」という効果が期待出来る。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>「期間公務員として採用」の趣旨は明らかではないが、地方公共団体が高校に通学する学生を、体験目的で職員として採用することは困難であるものと思料。</p> <p>一方、地方公務員の採用に当たっては、①地方公務員法第15条および第17条に基づき、競争試験(人事委員会の認める場合は選考でも可)による必要があること(成績主義の原則)、②同法第13条において、すべての国民は地方公務員法の適用について平等に取り扱われなければならないこと(平等取扱いの原則)から、特定の生徒について優遇することは、これらの原則に反するものと思料。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一部事務組合においても、指定管理者を導入できる	都道府県コード	13 東京都
	よう地方自治法の規定を緩和	提案事項管理番号	1028020
提案主体名	稲城市	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	地方自治法 第244条の2 第292条
制度の現状	<p>○地方自治法第244条の2は、公の施設の設置、管理及び廃止について規定している。</p> <p>○同法第292条は、普通地方公共団体に係る規定が、原則として、組合にも準用されることを規定している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法244条の2第3項において、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」とあるが、普通地方公共団体が組織する特別地方公共団体である一部事務組合においても、関係団体合意の下施設の管理について指定管理者に行わせるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在当市では他市と共同で施設建設に向け協議を進めている。施設管理の方法として一部事務組合も想定しているが、地方自治体では一般的となった民間活力導入手法である指定管理者制度が使えないと、共同にて施設を設けるといふ効率化の目的が達成できない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>地方自治法第292条は、地方公共団体の組合(一部事務組合等)について、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては、都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては、市に関する規定、町村のみによって組織されるものにあつては、町村に関する規定を包括的に準用することを定めている。</p> <p>同法第244条の2第3項についても、準用されることから、現行でも、一部事務組合において、公の施設の管理・運営に当たって、指定管理者制度を利用することは可能となっている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
-			

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民需拡大の趣旨で導入された指定管理者制度に、公の施設の機能を増進する目的の管理者以外の設置及び管理を認めていただきたい。	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1038030
提案主体名	岐阜市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第244条の2
制度の現状	<p>(公の施設の設置、管理及び廃止)</p> <p>第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>

求める措置の具体的内容

地方自治法第244条の2に規定する指定管理者の業務の対象として条例で定める事項の中に、公の施設の機能を増進するための管理者以外の者の設置、又は管理することも対象としていただきたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

岐阜市においては、行財政改革の視点から、指定管理者制度を導入したところであるが、同制度は地域コミュニティの醸成や市民協働の観点からも、重要な手段であり、また課題のひとつである。このような観点から、指定管理者制度のさらなる充実に向けて、現在検討しているところである。

このような中、都市公園の管理について、都市公園法では、公園施設の設置や管理への地域住民等の参画などのニーズの高まりを背景として、都市公園の機能の増進に資するものであれば公園管理者以外の者が施設を設け、さらにこれを管理することも許容されていると解される。

しかし、「地方自治法第244条の2」では、指定管理を行う施設において、さらに別の事業主が地方公共団体の意思により、参入することについて、明確に規定していない。

よって、都市公園法と同様に、特定された指定管理者の下で、指定管理者以外の事業主が施設を設けたり、あるいはこれを管理することを認めていただきたい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>指定管理者制度は、対象となる公の施設の管理を包括的に一の指定管理者に行わせることを想定した制度であり、既に指定管理者を指定して管理を行わせている公の施設について、さらに別の民間事業者を指定管理者とすることはできないものである。</p> <p>ただし、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、施設の実態や地方公共団体の特殊事情等を踏まえ、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも可能である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>提案者が想定している施設は都市公園部分と都市公園以外の部分が混在する同一の施設である。都市公園として決定されている公園について、指定管理者が都市公園法第5条第2項の規定による許可を行ない、管理を行なわせることは可能か。また、都市公園以外の部分について、地方公共団体と指定管理者との業務の範囲の取り決めにより、都市公園の場合と同様に指定管理者以外の者に附帯施設の管理を行なわせることは可能か。以上について、回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>公の施設については、個別法に特別の規定がある場合には、指定管理者制度の適用は除外される場所である。ご提案の前段都市公園法第5条第2項の許可については、都市公園法を所管する国土交通省において適切に判断されるものである。なお、平成15年9月2日付け国土交通省通知により、指定管理者に行わせることができる管理の範囲については「地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務以外の事務の範囲内」とされているところである。</p> <p>また、後段について、指定管理者制度は、対象となる公の施設の管理を包括的に一の指定管理者に行わせることを想定しているが、個々の事実上の行為(清掃、警備等)について、指定管理者から第三者へ私法上の契約により委託することは可能であるところである。</p>				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	いきいき市民協働の推進①(指定事業者制度の導入)	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1053010
提案主体名	草加市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	—
制度の現状	—

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>地域の公共サービスを地域団体等が主体的に担える体制をつくるため、公の施設の管理についての指定管理者制度に加えて、地方公共団体が条例で定める事業を対象とする「指定事業者制度」を設ける。具体的には、公の施設管理分野だけでなく、民間施設等を利用する事業、または施設を利用しない事業についても、条例に定めるものを「指定事業」とし、議会議決を経て選定された指定事業者が事業を行うものとする。この場合、当該事業における公共サービスの利用料金等について、指定事業者の収入として収受することができるものとする。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>草加市は、市民とのパートナーシップを市政運営の柱とし、「みんなでまちづくり自治基本条例」において、市民、市議会、行政協働によるまちづくりを謳っている。様々な公共サービスを市民が主体的に担っているが、市が市民団体等への委託事業として実施する事業は、サービスの利用料金を当該団体が徴収し、自らの収入とすることができないという不都合があるほか、団体自らの自助努力による独自財源確保やサービス向上の取り組みが制約されるという問題がある。</p> <p>一方、公の施設管理を対象とする指定管理者制度は、管理業務の中に公共サービス提供業務を包含していることも多く、利用料金制度等を通じて指定管理者が主体性を発揮しやすい。この指定管理者制度のメリットを公の施設管理以外の事業(非施設型、または民間施設を利用した公共サービス提供)に生かせれば、様々な公共サービス分野で市民団体等が主体性と創意工夫を発揮でき、市民協働による地域づくりが大きく進展する。また団体等の指定を議決事項とすることで、市民、市議会、行政の協働体制構築も期待できる。</p> <p>そこで、地方自治法第244条の2、第3項以下において規定される指定管理者制度を基本として、これに地方公共団体が条例で定める事業を適用する「指定事業者制度」を追加することを提案する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>ご提案の「指定事業者制度」を追加する具体的な対象法令が明確ではありませんが、民間施設等を利用する事業又は施設を利用しない事業において、具体の事業が想定できないこと、これらの事業を行う者を「指定事業者」として議会の議決を行うことが、市民、議会及び行政の協働体制構築にどのように寄与するか明確でないことから、「指定事業者制度」を措置する状況にないものと考えられます。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	草加市では、受益者が費用負担する公共サービスの多くを民間事業者が担っています。その場合、負担金等の金銭収納を民間事業者に委ねるケースと、行政が直接収納するケースに分かれますが、いずれも収入は市の歳入となり、民間事業者とは切り離されます。つまり、民間事業者には、利用者増加による利益が得られないためサービスの向上へのインセンティブが働きにくく、滞納を抑止するインセンティブも働きにくい状況があります。一方、指定管理者制度により利用料金制を導入したものは、この点が著しく改善されていることから、この制度をサービス分野にも拡充しようとするものです。別紙、具体例をご参照ください。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
公共サービスの委託の場合、使用料、手数料を除けば、インセンティブを働かせる点については、例えば想定収入を計算した上で、応分の想定経費から控除した金額を委託費とし、想定収入を上回る分を業者の収入とすることなど、民間委託契約の内容を工夫することにより対応できるものと考えられます。また、使用料、手数料については、収納委託制度を活用することにより私人に委託することが可能です。				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420160	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域住民の役に立つ行政書士制度の確立を求める	都道府県コード	26 京都府
	要望	提案事項管理番号	1031010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条、第1条の2、第1条の3
制度の現状	<p>第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。</p> <p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。))を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等及び当該書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。))に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公書に対してする行為(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。))について代理すること。</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。</p> <p>三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。</p>

求める措置の具体的内容	地域住民の利便のために行政書士法の業務制限規定の撤廃を望む
具体的事業の実施内容・提案理由	行政書士業務の公共性、公益性を過小評価したため、新立法による行政書士業務の制限、他士業の業務領域の拡大で、行政書士を結果的に単純代書化してしまう法改正が行われている。司法書士法の改正、解釈の変更で行政書士の持つ民事書類の作成に変化があった。例えば定款の作成、公証人への認証申請業務は行政書士固有の業務であったにもかかわらず司法書士にも、事実上開放された。認定司法書士制度による公証人への申請業務の開放、ADR法の運用面では、日弁連によって紛争解決手続代理業務への参入が制限された。このため、行政書士法第1条の2第2項及び1条の3但し書の削除を望む。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)作成する業務や行政書士が作成することができる書類に関する手続き代理等を業務とした上で、その業務を行うことが他の法律において制限されているものに限って、当該業務を行うことができないと規定しているところであり、他の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねる。なお、仮に他法による制限がなくなった場合には、行政書士の業務となるものと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	官公庁へのオンライン申請の代理人の範囲の拡充	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051020
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省 財務省 厚生労働省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的内容	政府・地方自体等に対してオンラインを利用して代理人により手続きする場合には、管轄官公庁の各手続き毎に特定の有資格者のみに限定されているが、この有資格者の範囲を拡大し、電子政府の推進を図る。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>官公庁に対する手続きについては、かなりの分野においてオンラインによる申請が可能となっておりますが、どの分野においてもその普及率は低いと言わざるを得ない状況となっております。</p> <p>これは、オンライン申請はパソコンに慣れない者にとっては、非常に面倒であるというのが一因であると考えられますが、これを補完するのが、行政書士等の専門職ですが、各士業法により、そのできる範囲は限定されております。</p> <p>例えば、許認可関係・会社定款であれば行政書士、登記関係は司法書士、税務関係は税理士、社会保険関係は社会保険労務士、というように行政庁と士業が正に縦割りの関係で繋がっており、電子申請も各々その限られた士業が扱っております。</p> <p>このような、固定化された手続き者の制度が電子政府の進展を阻んでいると考えられますので、ここに挙げた4士業においては、相互に自由に代理人として手続きが行えるようにし、各手続きにおける電子申請の担い手を大幅に増やすことが電子申請の利用率を高め、官公庁の事務処理の効率化に資すると考えますので、所要の法改正を要望します。</p> <p>また、このような縦割り士業は一般市民からみたとときには、誰に何を頼んだら良いのかわかり難く、また、各手続き毎に依頼先を探さなければならず、一般市民にとっても大変不便なものであり、官公庁と市民との距離を広げてしまう要因ともなっているものと思料いたします。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)作成する業務や行政書士が作成することができる書類に関する手続き代理等を業務とした上で、その業務を行うことが他の法律において制限されているものに限って、当該業務を行うことができないと規定しているところ。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		
提案主体からの意見	今回の提案事項は、未だに非常に利用率が低く、一部では職員による「なりすまし申請」までが惹起されているオンライン申請の現状を改善すべく、電子政府の推進、行政の効率化及び国民にとっての利便性の向上という観点から、現行法の解釈をお伺いしているのではなく、法改正も含めて提案しているものです。今後、オンライン申請に関しては、利用者の拡充等、貴省におかれましては、どのように改善していく予定であるのか御見解を賜りたく存じます。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し —
官公庁へのオンライン申請の代理人の範囲の拡充に関する行政書士法の考え方等については、既にお示ししたとおりであり、行政書士がその業務を行うことが他の法律で制限されているものについては当該業務を行うことができないと規定しているところ。 なお、国に対する申請・届出等手続については、これまでの取組を抜本的に見直し、取組対象手続を重点化し、新たな目標を設定するとともに、手続毎に添付書類の省略、手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を定めた新オンライン利用拡大行動計画を策定し、その着実な実施を通じて、オンライン利用の飛躍的向上を図って参る所存である。			

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420180	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる 公的証明書類の拡充	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1082030
提案主体名	行政書士笹島総合事務所	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
該当法令等	—
制度の現状	市町村長発行に係る身分証明書については、市町村長が国の法令によらず、独自に発行するものである。

求める措置の具体的内容	<p>行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類に、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書(登記されていないことの証明書に限る。)、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書、市町村長発行に係る身分証明書(破産者ではないこと及び旧民法の禁治産、準禁治産者ではなく、また、後見登記の通知を受けていないことを証明する書類、戸籍に関する行政証明。)を加えられたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民の利便性の向上、行政書士による円滑な事務の推進の観点から本提案を行うものである。現在、行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳法に基づく住民票や除票、戸籍法に基づく戸籍謄本や除籍謄本に限られる。それぞれの法律において特定事務受任者として行政書士(行政書士法人を含む。)が明記されている。このことは、行政書士法第1条の3に基づく官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類の作成(法定独占業務)に不可欠であるため、他人からの依頼があったことをもって、上記のうち必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることを公が認めているものと理解する。</p> <p>近年の複雑・多様化する行政規制に対応して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けるが、外国人の増加や多様化する社会などの影響により法定添付書面が増え、職務上請求の枠組みが現在の社会状況に合っていないものとする。</p> <p>一般的に、法人が営業のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員の全てが成年被後見人ではないことの確認として成年後見登記がされていないことの証明書の添付が法定されている。また、法人役員に外国人が就任することが多く、添付が法定されていないものの行政機関の指導により住民票の代わりとして外国人登録原票記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員の全てが破産者ではないことの確認として市町村長発行に係る身分証明書が求められることがある。</p> <p>したがって、職権における公的証明書類の拡充を求める。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>市町村長発行に係る身分証明書については、国の法令を根拠としたものではなく、市町村自らの判断において証明を行っているものであり、また、その申請の手続等も市町村自らが決めているものである。したがって、国が一律に取扱いを定めるような性質のものではないことから、権限者である各市町村に対して相談されたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420190	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士法人の設立要件緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1082040
提案主体名	行政書士笹島総合事務所	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	行政書士法(昭和26年法律第4号)第13条の3、第13条の5、第13条の8、第13条の19
制度の現状	<p>第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人(第一条の二及び第一条の三に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。</p> <p>第十三条の五 行政書士法人の社員は、行政書士でなければならない。</p> <p>2 次に掲げる者は、社員となることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第十四条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者 二 第十四条の二第一項の規定により行政書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの <p>第十三条の八 行政書士法人を設立するには、その社員となろうとする行政書士が、共同して定款を定めなければならない。</p> <p>2 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項の規定は、行政書士法人の定款について準用する。</p> <p>3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 目的 二 名称 三 主たる事務所及び従たる事務所の所在地 四 社員の氏名、住所及び特定業務を行うことを目的とする行政書士法人にあつては、当該特定業務を行うことができる行政書士である社員(以下「特定社員」という。)であるか否かの別 五 社員の出資に関する事項 <p>第十三条の十九 行政書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定款に定める理由の発生 二 総社員の同意 三 他の行政書士法人との合併 四 破産手続開始の決定 五 解散を命ずる裁判 六 第十四条の二第一項第三号の規定による懲戒の処分 <p>2 行政書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</p> <p>3 行政書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。</p>

求める措置の具体的内容

行政書士が1人でも行政書士法人を設立できるようにされたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

資格者法人の設立制度については、資格者による継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化の観点から、近年認められてきたところである。

現在、資格者法人の設立に際して、弁護士は、既に「1人法人」の設立が弁護士法において可能である。しかし、行政書士は、行政書士法において、法人設立の要件は、「2人以上」の行政書士が必要とされており、法人を構成する行政書士相互に無限責任が課せられる点、また地方において、行政書士の絶対数が少ないという点等から、実際に行政書士法人を設立することが困難である場合も多い。

したがって、制度趣旨を満たすため、また、行政書士による幅広いサービスを推進する観点から、行政書士1人法人について、国民のニーズ、行政書士の実態を踏まえ、設立要件緩和を行うべきである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>行政書士の事務所の法人化は、担当者が疾病や事故により業務を行うことで安定的なサービスを提供するなど、複数の行政書士が共同して利用者に良質で多様なサービスを提供することを主な目的として制度化されたものである。</p> <p>このため、その成立には、二人以上の社員を要することとしているところであり、また、他土業の法人制度との均衡も考慮すべきところ、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士等の他土業においても法人の成立には複数人の社員を要されており、行政書士法人の社員についても、複数であるとされているところである。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420200	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	インターネットを利用した選挙運動の解禁	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1050020
提案主体名	社団法人東京青年会議所	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第142条
制度の現状	選挙運動のために使用する文書図画については、法令に規定されているほかは、頒布することはできない。

求める措置の具体的内容	<p>現行法では、公示・告示日から選挙日が終了するまでの間、立候補者の名前が入った選挙運動(投票依頼)目的の文書図画については、選挙管理委員会が発行する証紙等が貼られた一定枚数の文書図画しか発行できず、また、総務省の解釈ではWEB ページ、ブログ、電子メール等も文書図画にあたりと解釈しているため、選挙期間中インターネットを利用した選挙運動(いわゆるネット選挙運動)を行うことができない。さらに、WEB ページの更新については新しい部分だけではなく、過去のものも一体のものとして頒布・掲示したことにあたりと解釈している。</p> <p>これにより総務省は「立候補者は選挙期間中WEBサイトを更新できない。」という見解をとっているが、東京都内で執行される全ての選挙(衆議院議員選挙、参議院議員選挙、東京都知事選挙、東京都議会議員選挙、各区市町村長選挙、各区市町村議会議員選挙)及び当該選挙区に関する各政党・東京都支部等についてのみ上記ネット選挙運動を認めることとされたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:</p> <p>本提案は、若年層の視点で、東京の民主主義の高度化に資するために提案を行うものである。</p> <p>東京は、首都という性質上他県からの人口流入が多く、現在まで年々人口増加傾向にあり、若年層人口も全国的に高い。東京都内の世帯の進む核家族化や地域コミュニティが廃れて行く中、若年層の政治的無関心には歯止めが利かない状況となっている。</p> <p>本特例措置により、特に若年層に対し、政治に関心や希望を持てるきっかけを与え、これにより投票率向上のみならず、これからの日本は自らが選択していくという実感が持てることとなる。</p> <p>また、各政党・東京支部等のWEB サイト更新により本来の政党マニフェストの昇華の一助につながり、ひいては都民が選択することと生活の実感の関連性に気付き、政治の質が向上すると考える。</p> <p>さらに、現行法の規制趣旨である金がかかり過ぎないようにすることについても、ネット選挙運動解禁により低コストの効果を得ることができると考える。</p> <p>代替措置:</p> <p>WEB サイトの運営規程を作成し、選挙管理委員会に URL の届け出を行うことにより管理することが可能であると考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分議論がなされる必要がある。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右記提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。				
提案主体からの意見				
インターネットにおける技術革新は目覚ましく、近い将来インターネットにおける選挙運動が普及することは十分に考えられる。 なおかつ、現在、自民党及び民主党において十分な議論がなされた上でインターネットのホームページを利用した選挙運動の解禁に向け、合意形成が図られている。本格的な法改正を前に部分的な解禁によりその効果をはかることは十分に意義があると考ええる。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分議論がなされる必要がある。				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420210	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公職選挙法第151条の5の改正(ケーブルテレビを使った政見放送)	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1004010
提案主体名	三次市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第150条、同法第151条の5
制度の現状	衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中、日本放送協会及び総務大臣が定める一般放送事業者のラジオ放送又はテレビ放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。

求める措置の具体的内容	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し、特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	地方自治体の長及び議会議員の選挙において、ケーブルテレビを活用した政見放送を通じ、立候補者が自ら掲げる政見公約を訴える。 提案理由： 地方の時代と言われる昨今、今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても、政見公約による選ばれる選挙へと転換していくことが求められている。 このためにも、広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として、特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>政見放送は、①日本放送協会及び一般放送事業者の放送時間に限りがあること、②日本放送協会及び一般放送事業者の放送内容を市区町村単位で細かく設定できないこと、の関連もあり、法律上すべての選挙について一般的に保障することは不可能であるから、現在、国政選挙及び知事選挙のみに認めているところ。</p> <p>また、ケーブルテレビ放送は、日本放送協会及び一般放送事業者による電波を利用した無線放送と異なり、有線にて公衆に直接受信されることを目的とする放送であるため、その受信は施設整備の有無に物理的に左右されており、制度として、日本放送協会及び一般放送事業者に課されている受信できない地域に対する努力義務(放送法第2条の2第6項)が、課せられていないところである。</p> <p>なお、政見放送を含む選挙運動の公営の種類や対象については、長年にわたる各党各会派における議論を踏まえて実施されているものであり、各党各会派で十分に議論される必要があると考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420220	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ローカル・manifestoの頒布枚数及び散布の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1050010
提案主体名	社団法人東京青年会議所	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第142第1項第3号、第6号
制度の現状	<p>国政選挙について、政党等は、総務大臣に届け出た国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができることとされているところ。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方公共団体(都道府県又は区市町村)の首長選挙においていわゆるローカル・manifesto(首長選挙に立候補する者が定める政権公約をピラにしたもの)の頒布が2007年の統一地方選挙から、「ピラ」という形で解禁されたが、現行法で規定されている頒布枚数について、東京都内についてのみ制限を設けないこと及び散布を認めることとされたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:</p> <p>本提案は、生活者に立った視点で、東京の地方自治活性化に資するために行うものである。1,000万人の有権者(約600万世帯)を抱える東京都だが、例えば、東京都知事選挙の際に頒布可能なローカル・manifestoは有権者数に比べて著しく少ない30万枚しか頒布することができない。そして既存の選挙公報では無味乾燥で、関心を引く題材には成り難いと考えられる。</p> <p>東京の特性は、経済や情報等あらゆる機能が集約された都市であり、行政サービスとの関わりが薄くても生活自体はできてしまう。加えて他県からの人口流入も多く、自らの地域を自らが治める意識の醸成に難しい部分があり、地方自治に対する関心を得られにくい状況にある。</p> <p>本特例措置により、都民一人一人にローカル・manifestoが行き渡り、東京という都市の住民としてその地域の未来を選択する実感と責任を持つ機会を増加させることができる。自らが地域を治めるという民主主義の原点を目指し、選挙に関する情報に容易に触れる環境を整備し、地方自治に対する関心を喚起することで、投票率向上のみならず、その選択の質を政策本位のものとし、東京の地方自治の活性化と高度化に繋がるものと確信する。</p> <p>代替措置:ローカル・manifestoの頒布枚数制限撤廃により費用面の負担及び選挙管理委員会の管理方法について別途検討が必要となる。上限を設ける場合は、東京都の約600万世帯を賅えるだけのローカル・manifestoを頒布及び散布することができれば提案趣旨を概ね満たすことができると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方の首長選挙における、いわゆるローカルmanifestoの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からピラの頒布が解禁されたところ。</p> <p>地方選挙におけるmanifesto頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、公職選挙法の改正の実施状況を踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>頒布枚数の上限が有権者数に対して著しく低く、マニフェスト型選挙が一般化される昨今の流れの中にあって、マニフェストを手にとることができない有権者の機会不均衡が存在する。また、超党派の「マニフェスト推進議員連盟」、「新しい日本をつくる国民会議」(21世紀臨調)、「地域・生活者起点で日本を洗濯(選択)する国民連合」(略称:せんたく)、「せんたく」の趣旨に賛同し、超党派の国会議員有志による「せんたく議員連合」等においてもマニフェストを推進する方向で十分な議論がなされている。有権者が選挙に係る情報を得る機会を確保するためにも、インターネットにおける選挙運動の解禁も含め、本件における再考を求める。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し I
<p>地方の首長選挙における、いわゆるローカルマニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からビラの頒布が解禁されたところ。</p> <p>地方選挙におけるマニフェスト頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、公職選挙法の改正の実施状況を踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。</p>			

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420230	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市長選・市議選におけるmanifestoの頒布を拡大する特区	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1054010
提案主体名	多治見市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第142条、 第142条の2
制度の現状	<p>国政選挙について、政党等は、総務大臣に届け出た国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができることとされているところ。</p> <p>平成19年2月の公職選挙法の一部を改正する法律により、地方選挙においては、首長選挙でビラを頒布することが認められている。</p> <p>選挙運動のために使用する文書図画については、法令に規定されているほかは、頒布することはできない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>(1) manifestoの頒布を市長選候補者のみならず、市議選候補者まで拡大すること。</p> <p>(2) より広範囲に頒布できるよう、manifestoの枚数制限の上限(現行16,000枚)を有権者の数にすること。</p> <p>(3) より充実した内容のmanifesto作成に資するため、作成できるmanifestoの種類及び大きさを拡大すること。</p> <p>(4) 有権者にとって有効な判断材料となるため、ホームページ上でのmanifestoの掲載を可能にすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(1) 平成19年2月の法改正により、市町村長選候補者についてはmanifestoの配布が認められるようになったが、これを地方議員についても認めるよう提案するもの。長のみならず議員にもmanifesto配布を認めることにより、各候補者の政策・方針等の理解が深まり、より活発な選挙活動に資するため提案するもの。</p> <p>(2) 公職選挙法第142条で規定されている枚数は、有権者数に対してあまりに少数であり、有権者全体へmanifestoを浸透させるには不十分であることから、枚数の上限を有権者の数に見直すことを提案するもの。</p> <p>(3) 現行で認められているmanifestoは、A4の大きさで2種類までと限定されているが、これも候補者の政策を十分に表現するにはあまりに小さい。より充実したmanifesto作成に資するため、これらの制限の見直しを提案するもの。</p> <p>(4) 現行の公職選挙法の規定は、インターネットを利用した選挙活動についてはまったく触れられておらず、時代遅れも甚だしい。特に現代の無党派層と呼ばれる大多数の有権者はインターネットを有効に活用して情報を収集していることから、選挙への関心を高め、投票率の向上を図るためにもこれを活用しない手はない。情報技術の普及・進歩に即した制度設計を提案するもの。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方の首長選挙における、いわゆるローカルmanifestoの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からビラの頒布が解禁されたところ。</p> <p>地方選挙におけるmanifesto頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、改正の実施状況も踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。</p> <p>選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420230	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方議会議員選挙における文書図画の頒布についての規制の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	2002010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法 第 142 条
制度の現状	<p>国政選挙について、政党等は、総務大臣に届け出た国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができることとされているところ。</p>

求める措置の具体的内容	<p>政策本位の選挙の実現に資することを目的として、地方議会議員選挙において禁止されているビラの頒布を枚数制限付きで許可する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公職選挙法は、選挙におけるの公平性の担保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の不公平をなくす目的で文書図画の頒布については、多くの規制が設けられている。しかしながらその結果、有権者が候補者の政策を知る機会が限られたものになっているという事実もある。そこで、政策本位の選挙の実現及び有権者の選択についての判断材料を増やすことを目的として地方議会議員選挙においてもビラの頒布についての規制を枚数制限付きで緩和する。尚、現在認められている選挙運動用自動車に係る公費負担同様に、ビラの作成も公費負担で行い、候補者はビラ、自動車のいずれかを選択することとすれば、上記の目的に加え、選挙期間中の CO2 削減、騒音対策についての一助ともなる。この方法によっても候補者がビラ、自動車いずれかの方法を自分自身で選ぶことが出来る点で、その公平性については担保されると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>地方の首長選挙における、いわゆるローカルマニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成 19 年 3 月からビラの頒布が解禁されたところ。</p> <p>地方選挙におけるマニフェスト頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、公職選挙法の改正の実施状況を踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420240	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公職選挙法第9条第2項の改正（永住外国人への 地方選挙権の付与）	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1004020
提案主体名	三次市	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第9条第2項
制度の現状	<p>日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。</p> <p>提案理由：</p> <p>永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものとする。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。</p> <p>自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。（なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。）</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420240	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	永住権を持つ外国人への参政権付与	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1084100
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第9条第2項
制度の現状	<p>日本国民たる年齢満 20 歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>帰化せずとも永住権を持つ在日外国人に、一定の枠組みを設けた上で地方参政権、国政参政権を付与する。</p> <p>一定の枠組みとは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 永住権を取得してからの期間(10年から20年) <p>日本を動かす権利があるからこそ、日本国への知識と責任を保証するため</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (地方参政権に関して)ある上限以内の地域 <p>定住外国人が多くを占める地域で参政権を与えると、在日外国人に政治を操作される危険性があるため</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由</p> <p>知人の定住外国人の多くは、帰化せずに永住権のみを所得している。主な理由は母国に対する誇りである。母国に対する国民としての繋がりを持ちたいのだ。しかし日本で生活し、日本の経済に貢献し、税金も払っている。地方自治で言えば町内会費さえ払っている。日本人と相違ない彼らの日本を考え、動かす権利を剥奪している現状は間違いだと考える。</p> <p>実施に伴う問題と、解決策</p> <p>定住外国人が参政権を持つことで生じる政治的影響が危惧される。対日感情や民族的思考の相違による問題が懸念される。従って日本に対する知識、愛着心、責任を加味した上で、永住権を所得した後に一定以上の期間、日本に在籍した外国人に参政権を付与すればよい。また住民の比率として外国人が多くを占める自治体では、外国人の為の地方自治に陥る可能性があるため、外国人の比率に関する上限も設けた上で実施する必要がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。(なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。)				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420250	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公職選挙法第9条の改正(満18歳以上の市民への 地方選挙権の付与)	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1004030
提案主体名	三次市	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第9条第2項
制度の現状	<p>日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行では、満20歳以上への選挙権を満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意思を反映する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:</p> <p>18歳選挙権は世界の体勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直すことが必要である。国においては、昨年5月14日成立した日本国憲法を改正手続きに関する法律(国民投票法)には投票権の対象を満18歳以上とすることなど、国においても選挙権20歳以上とする公選法の見直しを検討する付帯決議もされている状況にある。</p> <p>また、本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自考のまちづくりを進めるとともに、50年後、100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることにより、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢問題を抱える本市において、市政に若年世代の意見を反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>日本国憲法の改正手続きに関する法律規附則第 3 条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところであり、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420250	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公共団体の議員および長の選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055010
提案主体名	特定非営利活動法人 Rights(ライツ)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第9条
制度の現状	日本国民たる年齢満 20 歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

求める措置の具体的内容	<p>公職選挙法第九条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、第二項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十八条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、前項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を 20 歳から引き下げられるようにする。全国で 18 歳以上になると約 269 万人、16 歳以上になるとさらに約 252 万人の有権者が増え、若者の意見を政治に反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。</p> <p>②2007 年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)は投票権年齢を 18 歳にするとともに、2010 年までに公職選挙法(選挙権)や民法(成年)の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」としている。</p> <p>③世界 189 ヶ国・地域のうち 166 ヶ国・地域(87.8%)が 18 歳で選挙権を保障している。G8は日本以外、OECD30 ヶ国は日本と韓国(19 歳)以外が 18 歳である。ドイツなどでは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定めていて、5州で 16 歳以上に地方選挙権を保障している。</p> <p>④住民投票条例の投票年齢要件を 18 歳以上・15 歳以上・12 歳以上など未成年者に保障する地方公共団体が 2005 年現在で 144 市町村まで増加した。</p> <p>⑤2000 年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>日本国憲法の改正手続きに関する法律規附則第 3 条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところであり、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>①国民投票法附則3条で、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、〈略〉公職選挙法、〈略〉民法〈略〉について〈略〉必要な法制上の措置を講ずるものとする」と規定する以上、すでに少なくとも選挙権年齢を 18 歳に引き下げる方向性が国権の最高機関たる国会の意思として法律に示されていると考えられるので、地方公共団体が国政選挙に先立って当該地方選挙で引き下げることは認めてよいのではないかと。</p> <p>②地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、当該地方公共団体の各党各会派で十分に議論して条例として合意されれば認めてよいのではないかと。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し I</p> <p>日本国憲法の改正手続きに関する法律規附則第 3 条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところであり、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である。</p> <p>いずれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、地方選挙の選挙権年齢についても、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。</p>				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420250	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公共団体の議員および長の選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1057010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第9条
制度の現状	日本国民たる年齢満 20 歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

求める措置の具体的内容	<p>公職選挙法第九条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、第二項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十八条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、前項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を 20 歳から引き下げられるようにする。全国で 18 歳以上になると約 269 万人、16 歳以上になるとさらに約 252 万人の有権者が増え、若者の意見を政治に反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。</p> <p>②2007 年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)は投票権年齢を 18 歳にするとともに、2010 年までに公職選挙法(選挙権)や民法(成年)の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」としている。</p> <p>③世界 189 ヶ国・地域のうち 166 ヶ国・地域(87.8%)が 18 歳で選挙権を保障している。G8は日本以外、OECD30 ヶ国は日本と韓国(19 歳)以外が 18 歳である。ドイツなどでは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定めていて、5州で 16 歳以上に地方選挙権を保障している。</p> <p>④住民投票条例の投票年齢要件を 18 歳以上・15 歳以上・12 歳以上など未成年者に保障する地方公共団体が 2005 年現在で 144 市町村まで増加した。</p> <p>⑤2000 年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>日本国憲法の改正手続きに関する法律規附則第 3 条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところであり、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>①国民投票法附則3条で、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、〈略〉公職選挙法、〈略〉民法〈略〉について〈略〉必要な法制上の措置を講ずるものとする」と規定する以上、すでに少なくとも選挙権年齢を 18 歳に引き下げる方向性が国権の最高機関たる国会の意思として法律に示されていると考えられるので、地方公共団体が国政選挙に先立って当該地方選挙で引き下げることは認めてよいのではないかと。</p> <p>②地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、当該地方公共団体の各党各会派で十分に議論して条例として合意されれば認めてよいのではないかと。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し I</p> <p>日本国憲法の改正手続きに関する法律規附則第 3 条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところであり、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である。</p> <p>いずれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、地方選挙の選挙権年齢についても、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。</p>				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420260	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公共団体の議員および長の被選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055020
提案主体名	特定非営利活動法人 Rights(ライツ)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第10条

制度の現状	<p>日本国民で、年齢満25歳以上の者については地方公共団体の議員及び市町村長の(市町村の議会の議員の場合はその選挙権を有する者に限る)、年齢満30歳以上の者については都道府県知事の被選挙権を有する。</p>
-------	--

求める措置の具体的内容	<p>公職選挙法第十条第一項に次の一号を追加する。</p> <p>地方公共団体は、前四号に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十九条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、前三項に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で被選挙権年齢を25歳(30歳)から引き下げられるようにする。全国で25歳以上から20歳以上になると約731万人、18歳以上になるとさらに約269万人増え、若者の意見を政治に直接反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりと地方政治の活性化につながる。また、たとえ立候補しても議員や長に就くかどうかは厳密に民意の選択に委ねられている。</p> <p>②世界191ヶ国・地域のうち110ヶ国・地域(57.6%)が21歳で被選挙権を保障している。G8ではイギリス・ドイツ・カナダなどが18歳で、ドイツでは10代の国会議員が誕生しているほか、アメリカでも地方によっては18歳で10代の市長・町長などが誕生している。</p> <p>③2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
被選挙権年齢引き下げについては、その職務内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討すべき事柄であり、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、当該地方公共団体の各党各会派で十分に議論して条例として合意されれば、認めてよいのではないかと。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
被選挙権年齢引き下げについては、その職務内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討すべき事柄であり、選挙の基本に関わる問題であるので、地方選挙の被選挙権年齢についても、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420260	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公共団体の議員および長の被選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1057020
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第10条
制度の現状	<p>日本国民で、年齢満25歳以上の者については地方公共団体の議員及び市町村長の(市町村の議会の議員の場合はその選挙権を有する者に限る)、年齢満30歳以上の者については都道府県知事の被選挙権を有する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>公職選挙法第十条第一項に次の一号を追加する。</p> <p>地方公共団体は、前四号に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十九条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、前三項に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で被選挙権年齢を25歳(30歳)から引き下げられるようにする。全国で25歳以上から20歳以上になると約731万人、18歳以上になるとさらに約269万人増え、若者の意見を政治に直接反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりと地方政治の活性化につながる。また、たとえ立候補しても議員や長に就くかどうかは厳密に民意の選択に委ねられている。</p> <p>②世界191ヶ国・地域のうち110ヶ国・地域(57.6%)が21歳で被選挙権を保障している。G8ではイギリス・ドイツ・カナダなどが18歳で、ドイツでは10代の国会議員が誕生しているほか、アメリカでも地方によっては18歳で10代の市長・町長などが誕生している。</p> <p>③2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
被選挙権年齢引き下げについては、その職務内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討すべき事柄であり、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、当該地方公共団体の各党各会派で十分に議論して条例として合意されれば、認めてよいのではないかと。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
被選挙権年齢引き下げについては、その職務内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討すべき事柄であり、選挙の基本に関わる問題であるので、地方選挙の被選挙権年齢についても、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420270	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	道州制北海道スタンダード	都道府県コード	1 北海道
	歳入徴収金回収プロジェクト	提案事項管理番号	1003010
提案主体名	新得町	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省
該当法令等	地方自治法第231条の3第3項 地方税法 第331条、第373条、第459条、第701条の18、第728条
制度の現状	(督促、滞納処分等) 第二百三十一条の三 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 地方税の徴収については、納税義務の不履行に対し、徴税吏員自らが滞納処分を行い、その納付があったのと同一の結果を実現させることができる自力執行権が付与されている。

求める措置の具体的内容	<p>始めに、滞納者は税を始め給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の納付意識は民間債務を優先とし、町債務への支払意識は低く、とりわけ町外に転出すると「逃げ得」の意識が強くなっている。</p> <p>1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。</p> <p>①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施</p> <p>②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起。</p> <p>2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分の手法を自由に選択できるよう改正を提案します。</p> <p>【具体的に対象とする債権名】</p> <p>①強制徴収公債権名：道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金</p> <p>②非強制徴収公債権名：水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿汲み取り手数料、幼稚園保育料</p> <p>【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。</p> <p>1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発付している。</p> <p>2. 現行法では滞納者が発生すると、次の滞納処分をしている。</p> <p>【下水道料は①の自力執行権で預貯金調査をし差押え】、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。</p> <p>3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟のみ納付し、下水道分は納付することなく滞納が続いています。原因は税(預貯金口座調査の限界と金融機関費用増加)をなめるも、裁判は怖い。</p> <p>4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>地方自治法第231条の3において、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料、法律で定めるその他の地方公共団体の歳入について、租税に準ずる簡易迅速な行政上の強制執行の手段によらしめることが、最も適切かつ妥当との理由から行政上の強制徴収の手段が認められているところ。</p> <p>他方、御指摘の強制徴収が認められていない債権については、それぞれの債権の根拠となる個別の法律において強制徴収に関する規定を整備することにより対応は可能であるところ。</p> <p>なお、当該債権について、一般私法上の債権と等しく、民訴法上の強制執行の手段をとることについては、権能行使の適正を欠くものとして認められないことは判例(昭和41.2.23最高裁判決)からも明らかであるところ。</p> <p>地方税の徴収については、大量・反復性という性格及び迅速な徴収確保の必要性という観点から自力執行権が付与されているのであり、民事執行法に基づく強制執行等の手続きにはなじまないものと考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>今回の特区申請は、現行法に基づき歳入徴収金を一元管理し法的回収を実践した結果、残念ながら現行法における滞納処分や訴訟では本来の目的である歳入徴収金を迅速に回収達成することが困難であり、目的を達成し公平感と財源の確保を図るために、特区と改正を要望したものであります。ついては、法律は時の流れにより現実に沿った改正を関係省庁と調整の上実施すべきであります。一例として、民事執行法第196条財産開示(平成15年8月法律134号)の目的と背景を承知の上、実践現場の声を始め地方自治体から意見聴取し改正をする必要があると思えます。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>現行法及び最高裁判決の考え方は既にお示したところである。なお、強制徴収については、個別法に認められていないものがある場合については、所管の省庁の回答がなされるべきもの。</p> <p>なお、地方税の徴収については、前回回答のとおり、自力執行権が付与されているものであり、民事執行法に基づく手続きにはなじまないと考えられる。</p>				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420280	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市町村振興宝くじ・新市町村振興宝くじへの他の全	都道府県コード	28 兵庫県
	国自治宝くじの追加	提案事項管理番号	1044010
提案主体名	丹波市	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的内容	現在、市町村振興宝くじ・新市町村振興宝くじとして発売しているサマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじに他の全国自治宝くじ(具体的には、ドリームジャンボ宝くじ、年末ジャンボ宝くじ及びグリーンジャンボ宝くじ)を追加する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>宝くじは、原則として広域的な行政主体である都道府県、政令指定都市及び被災地域で財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市にのみ発売権限が認められているところ。</p> <p>サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじについては、市町村振興宝くじとして市町村に収益金が配分されることとなっているが、すべての宝くじの発売権限が認められている政令市の収益金と比較すると、前述の2つの宝くじの収益金の配分しか認められていない、その他の市町村の収益金はかなり少額である。</p> <p>都市地方格差が叫ばれ、社会的な課題となっている中で、現行の宝くじの収益金の配分方法については、より一層格差を生じさせる要因の一つとなっていることが容易に考察される。</p> <p>したがって、全国自治宝くじの一部(ドリームジャンボ宝くじ、年末ジャンボ宝くじ及びグリーンジャンボ宝くじ)についても、市町村振興宝くじに位置付け、当該収益金を市町村に交付することにより、地域活性化の起爆剤となり得る地域資源を活用した公共事業その他公益の増進を目的とする事業の財源とすることを認める。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的的事业に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、刑法で禁止されている富くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めてきたものです。</p> <p>市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ)を発売することとし、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効率的に活用されています。</p> <p>市町村振興宝くじとしてサマー・オータム以外のくじを更に追加することについては、限られた宝くじの市場の中で都道府県・指定都市と市町村との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものですが、現行の仕組みは全国の都道府県・指定都市と市町村とが発売方法や収益金の配分について了解したものです。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	貴省の回答によると、全国の都道府県・指定都市と市町村に了解が得られれば本提案は実現可能と思われるが、対応不可とする根拠法令及び発売方法・収益金の配分方法等、制度の現状について、より具体的に回答されたい。		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
<p>宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、刑法で禁止されている富くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めてきたものです。</p> <p>市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ)を発売することとし、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効率的に活用されています。</p> <p>市町村振興宝くじとしてサマー・オータム以外のくじを更に追加することについては、限られた宝くじの市場の中で都道府県・指定都市と市町村との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものですが、現行の仕組みは全国の都道府県・指定都市と市町村とが発売方法や収益金の配分について了解したものです。</p>			

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420290	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コミュニティFM放送局による出力上限基準の緩和	都道府県コード	15 新潟県
		提案事項管理番号	1026010
提案主体名	柏崎市	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省
該当法令等	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号) 第1総則 10
制度の現状	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。

求める措置の具体的内容	<p>本市は、市町合併により、コミュニティ放送の聴取困難地域が10%以上から40%以上へ広がるなど拡大市域への対応が不可能であるため、コミュニティ放送による当該地域に密着したきめ細かな情報を提供するとともに、合併後の地域情報の共有化など新市の一体化の促進を図ることが重要である。</p> <p>また、過去の中越沖地震などの様々な災害を教訓として、また、世界最大規模の原子力発電所立地地域である本市の防災対策として、より地域に密着したきめ細かで正確・速やかな情報提供が求められており、コミュニティ放送の空中線電力(出力)の現行法上の上限出力20Wを50Wに緩和することを要望する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>柏崎市内にあるコミュニティ FM 放送局は、市政に関する情報や地域の身近な情報を提供しているが、市町合併により、聴取困難地域が10%以上から40%以上へ広がり、合併新市域の市民を中心に聴取困難地域解消を望む声が多い。コミュニティ放送の本来の役割である当該地域に密着したきめ細かな情報提供が縮小され、また、地域情報の共有化など合併後の一体化の促進に支障をきたしている。市民生活の中に、ラジオは広く普及しており、コミュニティ放送を日常的に聞いており、コミュニティ放送局の「きめ細やかな情報伝達を通じ地域住民の生命・財産を守る」という役割は今後より大きくなっていくと考えられる。</p> <p>柏崎市は、3年に満たない期間に2度の大地震に襲われ未曾有の被害を受けたが、市の防災行政無線を補完する役割を市内コミュニティ放送局が果たし、初動体制からライフラインの現況、避難所、救援物資等市内の情報を中心に放送したことで、多くの市民が同局を聴取したところであり、市民の同局に対する期待は大きい。また、世界最大規模の原子力発電所立地地域であることから、原子力防災や住民への災害情報伝達手段の二重三重の確保など他の地域とは異なる課題があり、市民に対して、より正確な情報が伝達される手段を整備しておく必要がある。コミュニティ放送を日常的に聞くという習慣がなければ、緊急災害時には効果を発揮しない。また、本市は周辺を山々に囲まれ、混信する事例は少ない状況である。</p> <p>このようなことから、市民へのきめ細かで速やかな地域の情報提供を可能とし、市民が平常時、災害時において、安全に安心して暮らせる災害に強いまちづくりを実現するために、通常時の情報共有、地域活性化や緊急時の災害対応を視野に入れた、コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限基準の緩和を要望する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること」を目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村の一部の区域において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。</p> <p>コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあつては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。</p> <p>なお、地理的条件、広域な行政区域を考慮し必要な放送対象地域をカバーする必要があり、一の放送局によりカバーすることが困難な場合は、アンテナの設置場所の見直しや中継局の設置など現行制度下において対処が可能であり、現にそうした対応を行っているコミュニティ放送事業者も存在しているところである。</p> <p>また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負った NHK 及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。</p> <p>したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適當である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>コミュニティ放送の本来の目的は、各市区町村の一部の区域において、当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進することから、出力を増強しても混信する可能性がない地域であれば特区は適当と考える。また、災害時だけでなく、平常時からの放送を聴くという習慣がなければ、緊急時には効果を発揮せず、超短波放送用周波数が逼迫していない地域に限って提案を認めることも考えられる。50Wに出力増強した場合、現行より面積で約130k m²、約 7,500 世帯が聴取可能になり、当該地域住民からの要望も高く、中山間の過疎地域の活性化策、安心して暮らせる定住策に繋がることから、再検討を要請する。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>超短波放送に使用できる周波数帯は限られており、その限られた周波数帯をNHK、県域の一般放送事業者及びコミュニティ放送事業者で利用している中、一般の放送局の開設において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているコミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは、周波数の有効利用の要請にも反することとなり、周辺地域における今後のコミュニティ放送の開設を事実上困難にし、むしろコミュニティ放送の普及に支障を生じることとなる。</p> <p>住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、避難勧告の伝達など災害応急対策の実施について法的責務を負った NHK 及び県域の一般放送事業者によるラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、さらに災害時には災害対策の放送を行う臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。また、コミュニティ放送局は全国的に増え続けており、今後、超短波放送用周波数の一層の逼迫が想定される。</p> <p>なお、地理的条件、広域な行政区域を考慮し必要な放送対象地域をカバーする必要があり、一の放送局によりカバーする</p>				

ことが困難なエリアがある場合は、周波数有効利用の要請を踏まえつつ、そうしたエリアをカバーするために、現行制度下で可能な手段である中継局の設置を行っているコミュニティ放送事業者も増えているところである。

以上により、コミュニティ放送の目的や特性、周波数の有効利用の要請、今後の普及のための新規開設機会の確保等の観点から、コミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは不相当であり、特区という限られた地域であっても実施することは不相当である。

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420300	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による血糖値の測定	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1009010
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 通知:救急救命処置の範囲について
制度の現状	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとおりであるが、要望事項については記載がされておらず、救急救命士が処置することが出来ない。

求める措置の具体的内容	意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による簡易血糖測定器による血糖値測定を行う。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで膨れ上がってきています。さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。</p> <p>厚生労働省発表によると、2006年11月時点の調査データから、日本国内で糖尿病の疑いが強い人は推計820万人とされています。この糖尿病患者数の増加と相まって、治療薬のインスリン使用による低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。</p> <p>重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が困難となります。この鑑別には血糖測定が有効であることは周知するところではありますが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な3次医療施設への搬送を余儀なくされます。</p> <p>簡易血糖測定器の取扱いは容易であり、現場で血糖測定を行うことは低血糖発作の鑑別に有効です。さらに低血糖発作症例に対して静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一早い回復に大変有効と考えます。</p> <p>当MC管内救命救急センターでは、昏睡状態で救急搬送された重症低血糖患者は2003年からの5年間で80例を数え、そのほとんどが当日または翌日に退院となっています。</p> <p>今後も増加が予想される低血糖発作患者への速やかな対応と適正な医療機関の選択の一助として、救急救命士による血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を認めていただきたいと思います。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
<p>血糖値の測定については、消防本部からの要望も多いところである。低血糖による意識消失を迅速に判断することが的確な搬送に資すること、また患者への侵襲性も低いことから、血糖値の測定については適切なメディカルコントロール体制のもと認定すべきと考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420301	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1009010
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 通知:救急救命処置の範囲について
制度の現状	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとおりであるが、要望事項については記載がされておらず、救急救命士が処置することが出来ない。

求める措置の具体的内容	意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士により、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで膨れ上がってきています。さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。</p> <p>厚生労働省発表によると、2006年11月時点の調査データから、日本国内で糖尿病の疑いが強い人は推計820万人とされています。この糖尿病患者数の増加と相まって、治療薬のインスリン使用による低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。</p> <p>重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が困難となります。この鑑別には血糖測定が有効であることは周知するところではありますが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な3次医療施設への搬送を余儀なくされます。</p> <p>簡易血糖測定器の取扱いは容易であり、現場で血糖測定を行うことは低血糖発作の鑑別に有効です。さらに低血糖発作症例に対して静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一早い回復に大変有効と考えます。</p> <p>当MC管内救命救急センターでは、昏睡状態で救急搬送された重症低血糖患者は2003年からの5年間で80例を数え、そのほとんどが当日または翌日に退院となっています。</p> <p>今後も増加が予想される低血糖発作患者への速やかな対応と適正な医療機関の選択の一助として、救急救命士による血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を認めていただきたいと思います。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
ブドウ糖溶液の投与については、溶液の濃度等の選択において医学的判断を要する。ブドウ糖溶液は患者の血管を傷つけるおそれもあり、その有効性、安全性については、さらなる検証が必要と考える。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>総務省の回答では、血糖値の測定に関して御支持をいただきました。簡易血糖測定器を使用した血糖測定方法やブドウ糖投与方法に関して習熟するよう講習、低血糖が強く疑われる症例に対しては、救急救命士の観察所見からあくまで医師が判断して、簡易血糖測定器の使用による血糖測定の指示を医師がオンラインで行い、測定結果からブドウ糖投与の必要性を医師が即座に判断して救急救命士に投与を指示する体制を必須条件とします。今回の提案内容は、低血糖時の活動および治療に関する国内のエビデンスを集積することにも大きく貢献できるものと思います。是非とも当地域限定として先行的に施行することを御検討いただきたく思います。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—
血糖値の測定については、消防本部からの要望も多いところである。低血糖による意識消失を迅速に判断することが的確な搬送に資すること、また患者への侵襲性も低いことから、血糖値の測定については、行えるようにする方向で進めるべきであると考えている。特に、提案主体は、しっかりとしたメディカルコントロール体制の下、行うということであり、認定し、その結果を踏まえ、全国的な対応を検討すべきと考えている。ただし、ブドウ糖溶液の投与については、患者の血管を傷つけるおそれもあり、その有効性、安全性については、さらなる検証が必要である。				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420310	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士によるアナフィラキシーショック患者への	都道府県コード	12 千葉県
	エピネフリン注射器(エピペン®)の使用	提案事項管理番号	1009020
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 通知:救急救命処置の範囲について
制度の現状	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとおりであるが、要望事項については記載がされておらず、救急救命士が処置することが出来ない。

求める措置の具体的内容	アナフィラキシーショックを呈している傷病者に対し、傷病者本人に処方されているエピネフリン注射器(エピペン®)を、直接メディカルコントロール下において救急救命士が傷病者本人に代わり使用することにより救命に寄与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>ハチ毒や食物、薬物等が原因で起こる、急性アレルギー反応のひとつにアナフィラキシーがありますが、ときに呼吸困難、意識障害等の症状を伴うことがあります。その中にはショック症状を引き起こし、短時間のうちに生命を左右するような危険な状態に陥ることがあります。</p> <p>厚生労働省の人口動態統計によると、1年間にアナフィラキシーが原因で死亡届けがあったのは50~60人程度とされています。これには原因の詳細が不明なアナフィラキシーも含まれています。</p> <p>米国では人口の1.24~16.76%がアナフィラキシーを起こし、0.002%が死に至る可能性があると考えられ、アナフィラキシーはまれにみられる疾患ではないとされています。</p> <p>本邦では2003年8月より、アナフィラキシーショックに対する救急処置として、エピネフリン注射器(エピペン®)が使用可能となり、実際の現場で有用であることが実証されております。エピネフリン注射器(エピペン®)は、アナフィラキシーショックの既往がある、あるいはアナフィラキシーショックを発症する可能性があるとして医師が判断した場合に処方される薬剤で、患者は常時携帯することを指導されます。</p> <p>しかし、この注射器は患者本人あるいは保護者にのみ使用が認められているのが現状であり、一旦アナフィラキシーショックに陥ると、患者本人に自己注射を行えるだけの余力と時間的猶予はありません。時と場所を選ばずに発症するアナフィラキシーショック患者に、一番先に接触することの出来る救急救命士が患者本人に代わってこの注射器を使用出来れば、アナフィラキシーによる死亡を回避させることが可能と考えます。</p> <p>この注射器の取扱いは非常に容易であり、是非とも救急救命士によるエピネフリン注射器(エピペン®)の使用を認めていただきたいと思っております。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思っております。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
<p>「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」の「救急救命士の薬剤投与について」(平成15年12月26日)や、平成19年度厚生労働省科学特別研究事業の「救急救命士による救命救急処置に関する研究(主任研究者愛知医科大学野口宏教授)」において、救急救命士による薬剤の使用につき、適切なメディカルコントロール下においてのエピペンの使用が推奨されているところである。適切な教育を行うことを前提とし、エピペンの使用については全国的に認めるべきと考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>今回の提案内容であるエピネフリン注射器の使用に関しては、救急救命士への講習を行う予定にしております。また現場活動において使用する場合には、救急救命士の観察所見からオンラインで医師が判断し、オンライン下でエピネフリン注射器の使用を行う体制を必須の条件にしたいと考えております。「救急救命士によるエピペン使用については、昨年度行った厚生労働科学研究の結果や、関係者の意見を踏まえて、今年度中の検討を行う予定」といただいております。是非とも当地域限定として先行的に施行することを御検討いただきたく思います。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—
<p>処方されているエピネフリン注射器の使用については全国的に認めるべきと考える。</p>				

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420320	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1009030
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 通知:救急救命処置の範囲について
制度の現状	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとおりであるが、要望事項については記載がされておらず、救急救命士が処置することが出来ない。

求める措置の具体的内容	喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前における喘息死を防ぐことに寄与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3198人(男性:1565人、女性1633人)となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に遭遇することは稀ではありません。</p> <p>現在、救急隊、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うことの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。</p> <p>重症発作時には、救急搬送の振動や騒音のストレス、冬の冷たい外気などで重症気管支喘息患者は容易に心肺機能停止状態に陥ってしまいます。</p> <p>そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の救急救命士による使用を提案いたします。</p> <p>現在、傷病者本人、または保護者のみが吸入β刺激薬を使用できるようになっておりますが、傷病者1名のみしか救急現場にいない場合、救急隊、救急救命士には使用できないのが現状です。</p> <p>重症喘息発作時には患者本人が自力で吸入を行うだけの体力や思考能力は、もはや期待出来ない状態です。さらに喘息死の約48%が病院前あるいは救急室との報告があります。病院前救護において救急救命士による吸入薬の介助が実施されれば、喘息によって死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思っております。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
<p>吸入β刺激薬については、副作用の危険があり、医学的判断を伴うものであり、処方された薬の介助であっても認定は時期尚早と考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>														
<p>提案主体からの意見</p> <p>多くの喘息患者に吸入β刺激薬が処方されていますが、重症喘息発作時には死が切迫しておりもはや患者本人に吸入薬の使用は困難です。確かに吸入β刺激薬の重大な副作用として①ショック、アナフィラキシー様症状②重篤な血清カリウム値の低下の報告がありますが、重症喘息患者の実に28.9%がプレホスピタルで死亡している事実があります。当印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会管内では、24時間365日のオンライン指示体制が担保されており、吸入β刺激薬の使用に際し、救急救命士のみで医学的判断を行うわけではなく、救急救命士の観察所見からオンラインで医師が判断し、オンライン下で吸入β刺激薬の使用を必須条件とします。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>再検討要請に対する回答</th> <th>「措置の分類」の見直し</th> <th>—</th> <th>「措置の内容」の見直し</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"> <p>吸入β刺激薬については、傷病者の意志で自ら吸入することが適当。本人に手渡す等の介助であればともかくも、本人が吸入できないような状況であれば、その原因が本当に喘息なのかどうかの医学的判断を伴うものであり、例え処方された薬であっても、副作用の危険もあることから、時期尚早と考えられる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>					再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—	<p>吸入β刺激薬については、傷病者の意志で自ら吸入することが適当。本人に手渡す等の介助であればともかくも、本人が吸入できないような状況であれば、その原因が本当に喘息なのかどうかの医学的判断を伴うものであり、例え処方された薬であっても、副作用の危険もあることから、時期尚早と考えられる。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—										
<p>吸入β刺激薬については、傷病者の意志で自ら吸入することが適当。本人に手渡す等の介助であればともかくも、本人が吸入できないような状況であれば、その原因が本当に喘息なのかどうかの医学的判断を伴うものであり、例え処方された薬であっても、副作用の危険もあることから、時期尚早と考えられる。</p>														

04 総務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0420330	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液について	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1009040
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 通知:救急救命処置の範囲について
制度の現状	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとおりであるが、要望事項については心肺機能停止状態の患者に対してのみ認められているところであり、心肺機能停止前に処置を行うことは出来ない。

求める措置の具体的内容	出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して、医師の指示のもとに定められた医療行為(特定行為)が許されておりますが、重度傷病者に対して心肺機能停止前に静脈路確保と輸液を実施することは出来ません。</p> <p>そこで、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液を提案いたします。</p> <p>これは、交通事故等の外傷傷病者や熱中症者、消化管出血等の傷病者に有効であると考えからであります。特に、交通事故現場等において、傷病者が出血性ショック状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡(Preventable Death)の削減に寄与すると考えます。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
心肺機能停止前の患者についての静脈路確保のための輸液については、患者への侵襲性が低く、その有効性も高いとされている。さらなる検証と、教育体制を整え適切な教育を行った上で、認められるべきと考える。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右記提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。				
提案主体からの意見				
総務省からの回答として「心肺機能停止前の患者についての静脈路確保のための輸液については、患者の侵襲性が低く、その有効性も高いとされている。さらなる検証と、教育体制を整え適切な教育を行った上で、認められるべきと考える。」といただいております。救急救命士の観察所見からオンラインで医師が判断し、オンライン下で静脈路確保および輸液の投与を行うことを必須条件と考えております。現場の活動時間にも配慮が必要であるため、心肺機能停止後の静脈路確保と同様に静脈穿刺は2回までと限定することも考えております。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—
心肺機能停止前の患者についての静脈路確保のための輸液については、患者への侵襲性が低く、その有効性も高いとされている。さらなる検証と、教育体制を整え適切な教育を行った上で、認められるべきと考える。				

